

平成 29 年 3 月 1 日

西日本測定所ネットワーク
阪神・市民放射能測定所
代表 安東 克明 様

兵庫県企画県民部防災企画局
広域企画室長

福井県エリアの原子力発電所についての質問書に対する回答に
ついて

2017 年 2 月 1 日付標記質問書について、別紙のとおり回答します。
なお、ご質問の内容が多岐にわたりますので、庁内担当部局の回答をとり
まとめて記載しています。

2017年2月1日付福井エリアの原子力発電所の質問書に対する回答

質問番号	回答
1-01～09、 2-01～04 3-01～9-01 11-01、12-01	ご質問の内容を予想することを目的としたシミュレーションは実施されておらず、県として回答することはできません。
1-10 12-02、03	福島第一原子力発電所の事故に伴う除染については、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下、「放射性物質汚染対処特措法」という）に基づき、国が実施することとなっています。詳細は、所管している環境省にお問い合わせください。
2-05	汚染水については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、事業者が処理すると聞いています。詳しくは、放射性物質の管理について所管している原子力規制委員会にお問い合わせください。
10-01、02	国の「原子力災害対策指針」、「防災基本計画」、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」、関西広域連合の「原子力災害における広域避難ガイドライン」等に基づき、県の「地域防災計画」上で必要な汚染検査や除染を実施することとされています。
10-03	国の「原子力災害対策指針」、「防災基本計画」に基づき、県の「地域防災計画」上に、長期にわたる避難者の健康調査について規定しています。
10-04	福島第一原発事故に関し、国では、平成23年12月の原子力災害対策本部において、国際放射線防護委員会（ICRP）の考え方を基本に、国内外の専門家の意見も踏まえ、年間20ミリシーベルトの基準を用いることが適当と決定したと聞いています。
10-05	国内外の専門家の意見を踏まえ、国において避難指示解除準備区域の基準を20ミリシーベルトとしたと認識しています。放射性物質の防護措置については、国の責任で行われるものでありますが、国では、住民の方々が帰還し、居住を再開した後も、引き続き被ばく低減・回避のための総合的な対策を講じ、長期的な目標として、年間の被ばく線量を1ミリ・シーベルト以下とすると聞いています。
10-06	「原発関連死」の定義が不明ですが、行政としては、長期避難者に対して、引き続き健康調査やこころのケアが必要と考えます。
11-02～05	放射性物質汚染対処特措法を所管する環境省にお問い合わせください。
13-01	放射性物質の管理について所管している原子力規制庁にお問い合わせください。
13-02	原子力災害及び原子力災害が地震、津波と複合して発生した場合には、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法により、必要な防護措置をとることとされています。
13-03	放射性物質汚染対処特措法では、その附則において、政府は、放射性物質により汚染された土壌等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含めた検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他所要の措置を講ずるものとするなどと規定されています。